

茅ヶ崎市環境基本計画中間見直し業務委託仕様書

1 業務の名称

茅ヶ崎市環境基本計画中間見直し業務委託

2 業務の目的

現行の「茅ヶ崎市環境基本計画（以下、「本計画」という。）」は、東日本大震災以降の社会環境の変化や人口減少・少子化・超高齢化社会への移行、生物多様性の保全、「持続可能な開発目標（SDGs）」やCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）におけるパリ協定の発効、気候変動への適応など、国内外の社会状況の変化に対応するため、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として令和3年4月に策定した。

本計画では、茅ヶ崎市環境基本条例（以下、「環境基本条例」という。）に掲げる4つの基本理念や本市が目指すべき環境の将来像を定め、その実現に向け達成すべき目標や施策を掲げ、取り組みを進めてきた。

本計画の進行管理にあたっては、1年間の活動実績をまとめた年次報告書に基づく事業評価や、3年ごとに行うこととしている施策評価により行い、その内容は「茅ヶ崎市環境審議会（以下、「審議会」という。）」でも審議、確認をしているところである。

また、本計画では中間見直し時と次期計画策定時に政策評価を行うこととしており、令和7年度は中間見直しの年であり、これまでの5年間で目標や施策がどれだけ実現できたかを評価するため、政策指標を用いて政策目標の達成状況を確認し、必要に応じた施策指標や主な取り組みについての見直しを行うこととなる。その中では、特に目標未達成や遅れが生じた要因を分析し、指標の進捗状況を詳細に把握することが重要である。

特に、本計画の政策目標4の部分については、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置付けられているが、本計画改定後に地球温暖化対策計画が改定され、国が掲げる温室効果ガス排出量の削減目標も変更されているため、本計画も国が掲げる目標と整合性を取る必要があり、かつ、令和5年度に作成した「茅ヶ崎市2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素シナリオ（以下、「シナリオ」という。）」の内容も加味したものにする必要がある。

以上のことから、改めて本市を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえるとともに、国や県の動向を見極めながら、本計画の見直しをする必要がある。見直しに際しては、各種基礎資料の収集・分析や市民の環境に対する意識の把握、本市の環境の保全及び創造に関する他の計画との整合など、非常に多岐に渡るデータを客観的かつ専門的に分析することが求められる。このようなことから、民間の高い専門性と豊富な経験を活用し、環境基本計画の中間見直しに係る業務を円滑かつ効率的に遂行し、本計画の中間見直し案を作成することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 計画見直しの要旨

本計画の中間見直しの要旨は、次のとおりとする。

- (1) 世界的なトレンド及び社会情勢の変化等（気候変動の加速、新たな技術革新、国際的な合意の変更など）に対応したものとすること。
- (2) 環境基本条例や茅ヶ崎市総合計画、ちがさき都市マスタープラン、茅ヶ崎市の各分野別計画を含め、本市の環境の保全と創造に関する他の計画との整合を図ること。
- (3) 政策目標4の内容は「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含する内容となっているため、本市の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための可能性を調査した「茅ヶ崎市2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素シナリオ」（以下「シナリオ」という。）の内容を反映させたものとすること。
- (4) 政策目標4に掲げている各施策や施策指標の見直しに際しては、国の「地球温暖化対策計画」「政府実行計画」及び「神奈川県地球温暖化対策計画」の動向を捉えるとともに、令和6年度に実施した気候市民会議における市民提案を勘案し、本市の特性を踏まえた設定とすること。
- (5) 温室効果ガス削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」及び「神奈川県地球温暖化対策計画」の動向を捉え、本市の特性を踏まえた目標設定とすること。
- (6) その他、「茅ヶ崎市環境基本計画中間見直し方針」の内容を踏まえること。

5 業務内容

本計画の中間見直しをするため、次の業務を行うものとする。

(1) 基礎調査

ア 政策目標4「気候変動に対応できるまち」に関連する調査

地球温暖化対策に関する法令や、国、県の施策や取り組みを中心に、近隣市町村の状況や社会情勢なども含めて、既に完了しているシナリオの基礎調査資料（再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査、エネルギー需要・温室効果ガス排出量の推計等）をもとに、本計画の中間見直しに必要な基礎情報の収集及び整理を行う。

イ 茅ヶ崎市域の再エネ導入目標策定ほか脱炭素施策推進に必要な情報

既に完了しているシナリオの基礎調査資料をもとに、政策目標4の目標達成に必要な基礎情報の収集及び整理を行う。

ウ 環境分野別の課題の整理

本市域の概況及び地域特性を踏まえ、生活環境、社会環境、自然環境など分野別に課題の整理を行う。

エ その他の政策目標に関連する情報

政策目標1から5に関する国、県の施策や取り組みを中心に、本計画の中間見直し内容が、妥当なものであるかを確認するために必要となる基礎情報の収集及び整理を行う。

オ 基礎調査報告書の作成

アからエの調査結果等を取りまとめた基礎調査報告書を作成する。

(2) 本計画の中間見直し案の検討、とりまとめ

ア 温室効果ガス削減目標の見直し

政策目標4において、茅ヶ崎市の温室効果ガス削減目標は、令和12年度（2030年度）

までに基準年度（平成25年度（2013年度））比で26%削減としているが、シナリオに合わせて削減目標を46%に修正すること。

また、46%に修正するにあたり、現在のトレンドを分析のうえ考察し、考察結果を示すとともに上方修正した目標を達成するための具体的な施策（再生可能エネルギーの導入促進策、エネルギー効率の向上方法、地域住民や企業の協力を得るための方策など）を提案すること。

(ア) 基準年度比の現状分析

- ・本市の事務事業及び市域から排出された温室効果ガス排出量の増減要因の分析（対象年度は下表のとおり）

区分	対象年度
本市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量	平成25年度を基準年度として、平成31年度から令和5年度まで
本市の市域から排出される温室効果ガス排出量	平成25年度を基準年度として、平成30年度から令和4年度まで

- ・温室効果ガス排出量の将来推計（上表の分析結果に基づき、目標年度である令和12年度の温室効果ガス排出量（現状趨勢ケース）を推計）

※推計の際、本市の将来人口を用いる場合は、本市が作成した「茅ヶ崎市の人口（平成6年5月）を用いること。」

- ・法律、条例及び茅ヶ崎市総合計画を含めた本市の他の計画との関連性の整理
- ・国内外の環境政策の動向及び他自治体の先進的な環境施策の内容把握

(イ) 課題の抽出及び整理

上述アの分析結果を踏まえ、本計画の進捗状況を考察し、本計画策定後に生じた新たな問題や課題を整理するとともに、本計画最終年度である令和12年度までにおける環境の保全と創造に関する課題等も整理すること。

なお、これらの整理を行うにあたっては、社会状況の変化、環境の変化、財政状況等の多様な視点における変化の推移とともに、令和12年度までにおける変化の推計、予測を行うこと。

イ 施策指標の見直し、設定

基礎調査をもとに、国や県の関連する計画の内容を勘案し、政策目標1から4の施策指標を見直し、必要に応じて新たな施策指標を設定すること。その際、政策目標4の政策指標①「市域のエネルギー消費量」、②「市域の温室効果ガス排出量」及び③「再生可能エネルギー設備容量」について、環境省や資源エネルギー庁などによる茅ヶ崎市域の状況がわかるデータを活用するなど、市域の取り組みと成果が政策指標と連動した設計にすること。

また、施策展開に関係する評価がはっきりするよう、施策指標の内容に連動した施策の整理や、令和5年度に実施した市民意識調査結果を踏まえ、市民や事業者の意識・行動の変化につながる施策を吟味し、再整理すること。

ウ 中間見直し案（素案）の作成

パブリックコメントを実施するための中間見直し案（素案）及び概要を作成すること。

なお、今回の見直しでは、政策目標 4 を中心に見直し箇所を整理した中間見直し案（素案）とし、見直し内容を記述する概要版は、令和 3 年改定時に作成した内容を含めて本計画の全体像がわかる内容とすること。

(3) 中間見直しに向けた周知・手続きの支援

本計画の中間見直しに係る会議等（環境調整会議、環境審議会、パブリックコメント等）で使用する資料作成への協力（相談対応や修正アドバイス）、会議等に先立って、見直し内容に関する質問を想定した回答案を作成すること。

(4) 中間見直し冊子の編集及び校正

パブリックコメントの実施結果を踏まえ、本計画の中間見直し作業がすべて終了した時点で、冊子の編集・校正を行うこと。

(5) 計画の進行管理に関する提案

これまでの 5 年間における成果と課題・問題点を考察及び分析した上で、本計画を推進するための推進体制や進行管理の仕組みについて、必要に応じて再検討すること。

6 中間見直し後の取り組み展開に向けた検討

中間見直し後の本計画の推進体制、進行管理手法について、令和 8 年度以降に問題なく移行でき、円滑な運営がなされるよう、より具体的な内容の検討を行うこと。

その他に、本計画の見直し、見直し手続の各段階で得られる市民意見等への対応として、特に取り組みの展開が必要とされる事項について、中間見直し後の方向性を検討すること。

～中間見直し後の取り組み展開に向けた検討項目（案）～

- (1) 脱炭素防災まちづくりにおける事前復興の推進方策
- (2) 低炭素まちづくりに資する取り組みの推進方策
- (3) 本計画の推進体制と進行管理手法
- (4) その他

7 見直しスケジュール

環境基本計画の主な見直しスケジュールは次のとおり。なお、今後の検討内容により変更が生じる場合がある。

令和7年5月	コンサルタント業務委託契約 政策評価と並行した見直し作業開始 随時庁内関係課と調整
7月、10月	環境調整会議（庁内会議）
10月	環境審議会（見直し素案に対する意見聴取）
11月	庁議
令和8年1月	パブリックコメント
2月	環境審議会（見直し案について諮問）
3月	環境審議会（見直し案について答申）
4月	見直し計画スタート

8 管理技術者

- (1) 管理技術者は本業務に精通し、十分な経験と知識を有する者を配置する。
- (2) 本業務の管理技術者は、受託者が提出した茅ヶ崎市環境基本計画中間見直し業務委託企画提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。
- (3) 配置する管理技術者は、原則として変更することができない。
なお、病休、死亡、退職等やむを得ない事由が生じた場合は、市の承諾のうえ、同等以上の技術者と変更することができる。

9 業務計画書の作成・提出書類

- (1) 受託者は契約締結後、速やかに業務計画書（A4判1部及び電子データ）を作成し、委託契約書に定めるもの他、次の各号に掲げる書類を速やかに提出するものとする。
 - ア 委託業務着手届（任意様式）
 - イ 主任担当者届（任意様式）
 - ウ 業務計画書（任意様式）
 - エ その他、茅ヶ崎市が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務計画書には、次の事項について記載する。
 - ア 業務概要
 - イ 実施方針
 - ウ 業務工程
 - エ 業務実施体制
 - オ 打合せ計画
 - カ 使用する主な資料等
 - キ 緊急時を含む連絡体制

ケ その他必要とするもの

- (3) 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、あらかじめ理由を明らかにしたうえで、市の承諾を得なければならない。また、承諾を得た後、速やかに変更業務計画書を提出するものとする。

10 資料の貸与

受託者に対し、業務の遂行上必要とされる資料等を貸与するが、本業務の完了後は速やかに返却すること。なお、貸与する資料等について、受託者はその重要性を十分に認識したうえで、破損、紛失等のないように取扱い、管理すること。その他業務の遂行上必要な資料については、受託者の責任と負担において収集すること。

11 成果品

成果品の仕様、数量等については下表のとおりとする。

項番	成果品項目	数量	サイズ	納期
1	庁内検討会議及び審議会の資料	1 部	A4 判	随時
2	打合せ資料及び議事録	1 部	A4 判	
3	基礎調査報告書（簡易製本）	20 部	A4 判	令和 7 年 10 月 31 日
4	環境基本計画中間見直し素案	1 部	A4 判	
5	環境基本計画中間見直し素案（概要）	1 部	A3 判、2 ページ程度	
6	業務報告書	1 部	A4 判	令和 8 年 3 月 31 日
7	その他本業務により収集した資料	1 式	A4 判	
8	1 ～ 7 の電子データ	1 式	CD-R	

上記の成果品作成において、以下のことに留意すること。

- (1) 電子データは、Microsoft 社製の Word2016 及び Excel2016 において何の変換もせず開くことができるものとする。
- (2) 外字は極力使用しないものとするが、やむを得ず使用する場合は市の承認を得て使用すること。
- (3) CD-R のケース及び本体に委託業務名等を明記すること。

12 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後、定められた形式の成果品を速やかに提出し、管理技術者の立会いの上、市の検査を受けなければならない。
- (2) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。

1 3 成果物の帰属

本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、全て市に帰属するものとし、市の承諾を受けずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

1 4 守秘義務

- (1) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする
- (2) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を受託者の役員又は従業員であっても、本業務を履行するために知る必要のある者以外の者に漏えい又は開示をしてはならない。

1 5 疑義の協議

仕様書等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合、その都度、市と受託者が協議のうえ、市の指示に従うものとする。

1 6 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、市担当者との十分な打合せを行い、業務を誠実に履行すること。
- (2) 業務中に生じた諸事故並びに市及び第三者に与えた損害に対しては、市担当者の指示にしたがい、受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 受託者は本業務の遂行に当たっては、関連する法令等を遵守し、業務を円滑に進めなければならない。